



令和8年度 秋田市木造住宅耐震診断支援事業

**自己負担
1万円**
(診断費用13万円のうち、12万円を市が負担)

耐震診断を希望する木造住宅の所有者等に対し、耐震診断士を派遣します。

申込期間

令和8年5月18日～12月25日まで

※募集戸数に達した場合、申込期間内でも募集を打ち切ることがあります。

対象住宅

募集戸数

8件 (先着順)

- ・秋田市内に存すること。
- ・**昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であること。**
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの。
- ・増築部分がある場合には、対象要件あり。
- ・地上階数が3以下であること。
- ・在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築されたもの。
- ・建築基準法に違反していないこと。
- ・過去に耐震診断又は耐震改修を行っていないこと。
- ・秋田市から耐震診断および耐震改修関係の補助金の交付を受けたことがないこと。
- ・一般診断法による診断が可能であること。 ※木造住宅とは、木造一戸建て住宅のことをいう。



対象者

- ・対象住宅を所有（共有を含む）する個人であること。
- ・本市の市税を滞納していないこと。

耐震診断について

- ・派遣する耐震診断士は、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者です。
- ・耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法に基づき、現地調査および図面確認により、診断・評価します。

制度の詳細や申請書類について



▲ ホームページ





▲ 申請書類DL

セルフチェックはこちらで

日本建築防災協会
「誰でもできるわが家の耐震診断」

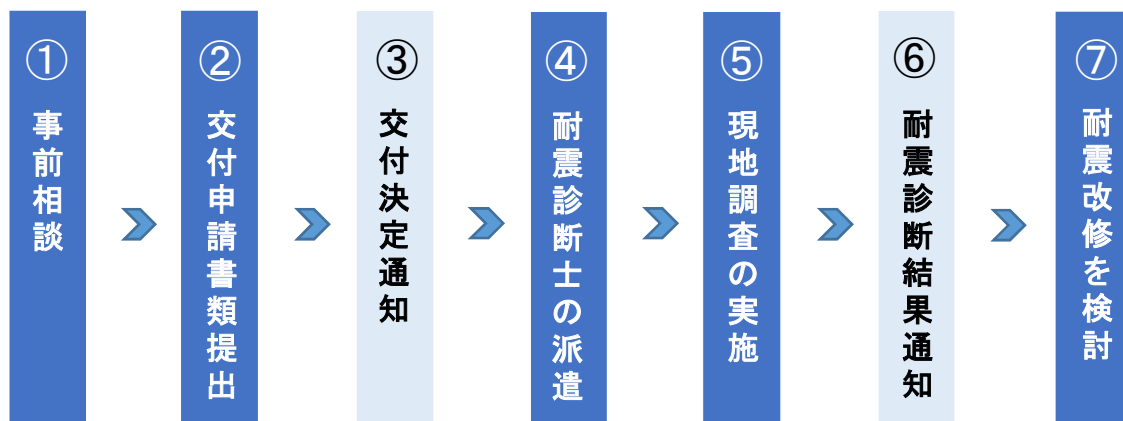
簡単な質問に答えていくことで、お住いについて、強さ、弱さのポイントなどが確認できます。



申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの事前相談をしてください。

問い合わせ先 **秋田市都市整備部建築指導課 企画・指導担当**
秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階 ☎018-888-5769
E-mail ro-urcs@city.akita.lg.jp ※郵送およびメールでの受付はしていません。

耐震診断の流れ



申請に必要な書類

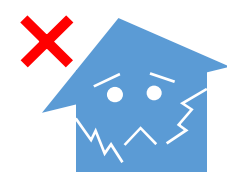
申込書等の様式は、秋田市ホームページからダウンロードすることができます。

交付申請書類	
<input type="checkbox"/>	耐震診断士派遣申請書【様式第1号】
<input type="checkbox"/>	住宅の付近見取図（地図）
<input type="checkbox"/>	次のいずれか（対象住宅の建築時期および所有者が確認できるもの） ・建築確認通知書※1 ・検査済証※1 ・納税通知書※1 ・登記事項証明書 →法務局（有料） ・固定資産名寄帳兼課税台帳の写し →市役所2階 資産税課（無料）
<input type="checkbox"/>	次のいずれか（市税の完納が確認できるもの） ・納税証明書（最新年度の「市税に未納がない証明書※1」） →市役所2階 市民税課（300円） ・市税納付に関する調査同意書【様式第3号】
<input type="checkbox"/>	利害関係者（共有者を含む）がいる場合、耐震診断の実施同意書【様式第2号】
<input type="checkbox"/>	その他建築指導課長が必要と認める書類（店舗等併用住宅もしくは増築がある場合は、図面等）
<input type="checkbox"/>	委任状【様式第12号】 ※本人以外が提出の場合、委任状が必要です。

※1 原本を提示のうえ、写しを提出してください。

耐震診断の結果について

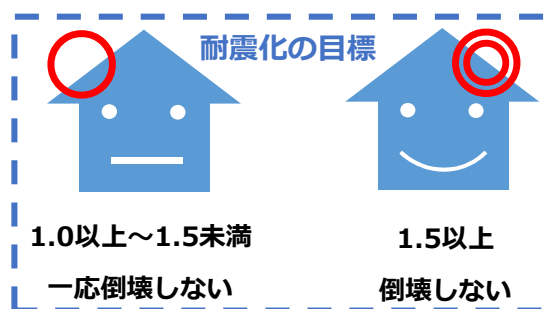
一般診断法での評価は4段階に分かれ、数値が小さい程耐震性が低く危険であることを示し、**上部構造評点1.0未満（倒壊する可能性がある・高い）**と評価された住宅は、耐震化を図る必要があります。



0.7未満
倒壊する可能性が高い



0.7以上～1.0未満
倒壊する可能性がある



耐震化の目標

1.0以上～1.5未満
一応倒壊しない

1.5以上
倒壊しない

【一般診断法とは】

大地震により住宅が倒壊する可能性を判定するもので、耐震改修の必要性について確認するものです。

- ・調査方法：建物を壊さずに、設計図書と目視により調査
- ・調査項目：壁の下地・仕上げ・量・配置、床の仕様、部材の接合方法、劣化状況、基礎・地盤の状況等

木造住宅耐震改修等補助事業もありますので、ご相談ください。